

● 住宅ローン控除の税額過控除が判明

2018年12月12日の日経新聞（有料会員限定）は、国税庁が12月11日、2013～16年の4年分の住宅ローン減税（住宅借入金等特別控除）などで、税金を控除しすぎていた人が最大約1万4500人になったと報じた。下記の3つのケースで納税者が行った誤った申告を、国税当局がそのミスを見落とししていたものだ。2018年6月に国税庁が会計検査院から指摘を受けて問題が発覚した。対象者は追加の納税が必要になる可能性があり、所轄の税務署が文書を送付して知らせる。

三つのケースの第一は、親などから住宅購入目的でお金の贈与を受けていた場合、物件の購入価格から贈与額を引いた差額が住宅ローン減税の控除額の基準となるべきところ、単純に年末のローン残高を基に申告していたケース（約1万2600人）。第二は、自宅を売却して得た利益について3000万円の居住用財産の特別控除非課税制度を利用した後、一定期間後までは新たに購入した住宅について住宅ローン減税の適用は受けられないのに、誤って重複利用していたケース（約1800人）。第三は、合計所得金額が3000万円以下の年に適用される住宅ローン減税とは別に、合計所得金額が2000万円以下の年に適用される住宅購入目的の贈与について贈与税が非課税となる特例を所得が適用上限を超えていたのに利用していたケース（約100人）であった。

今回の問題を受け、国税庁は税務署が審査する際に申告ミスを自動検出できるよう、システムの改修を検討するという。全国の国税局や税務署に審査方法を指示していなかったことも申告ミス見落としの原因の一つとみて、ミス防止の徹底も図るという。

今回の件について、日経新聞の記事ではファイナンシャルプランナーの豊田真弓さんの「（住宅ローン減税制度は）景気浮揚と税収減の抑制をともに考慮した結果、屋上屋を重ねて複雑怪奇な仕組みになっている」との指摘も紹介していて、国税当局でも見抜けにくいような複雑な仕組みを、簡素で分かりやすいものに改組すべき課題も浮き彫りにされたといえよう。